

糸島市家事・育児支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家事・育児等に対して特に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴や家事・育児等の支援により、家庭や養育環境を整え、児童虐待防止を図ることを目的として実施する、糸島市家事・育児支援サービス事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は糸島市とする。

2 市長は、次に掲げる要件を満たす者（以下「委託事業者」という。）に委託して事業を実施することができるものとする。

- (1) 糸島市内又は糸島市に隣接する市に事業所がある法人であること
- (2) 同種又は類似の事業の実績が1年以上あること
- (3) 事業を継続的に運営でき、サービス提供が糸島市全域又は一部に対応できること
- (4) 家事援助と育児援助の両方のサービスを提供することができること

(対象者)

第3条 事業の対象者は、糸島市内に居住し、現に糸島市要保護児童対策調整機関又は児童相談所が把握している家庭のうち、養育支援が特に必要であって、事業による支援が必要であると認められる次の各号のいずれかに該当する妊婦又は児童及びその保護者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者
- (3) 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- (4) その他、事業の目的達成のため、市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する場合は派遣の対象としないことができるものとする。

- (1) 伝染病等感染症のおそれがある者が家庭にいる場合
- (2) 偽り、その他不正な手段により派遣を受けようとする場合
- (3) 暴行、脅迫等により訪問支援員に危害を与えるおそれがある場合
- (4) その他、訪問支援員を派遣することは適当でないと市長が認めた場合

(サービスの内容)

第4条 派遣された訪問支援員が行う援助（以下「サービス」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 家事に関すること
 - ア 家事に関する自立に向けた必要な助言・指導等
 - イ 食事の準備及び後片付け
 - ウ 衣類の洗濯、補修
 - エ 居室等の掃除、整理整頓
 - オ 生活必需品の買物
 - カ その他必要な家事援助
- (2) 育児に関すること
 - ア 授乳の準備補助、介助
 - イ 沐浴の準備及び後片付け
 - ウ 対象児及びきょうだい児の見守り
 - エ 地域等の子育て情報の提供
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な育児援助
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言（保健師等専門職による対応が必要な内容を除く）
- (4) その他事業の目的を達成するために市長が必要と認める支援
(サービスを行う時間数及び回数)

第5条 サービスを行う利用時間は1時間単位とし、サービスを利用する者（以下「利用者」という。）に提供する時間数、回数及び利用期間は、市が作成するサポートプラン及び利用者に係る支援目標、支援内容、方法、スケジュール等を記載した糸島市家事・育児支援サービス事業支援計画書（様式第1号。以下「支援計画書」という。）に基づき算定する。

(サービスを行う時間帯及び場所)

第6条 サービスを行う時間帯及び場所は、次のとおりとする。

- (1) サービスを行う時間帯は、7時から21時までとする。
- (2) サービスを行う場所は、利用者の自宅又は利用者が支援を必要とする場所とし、留守宅あるいは児童のみの家庭に訪問する場合は対象としない。ただし、小学校第5学年以降の児童のみ在宅している家庭であって、保護者の同意がある場合については訪問することを妨げない。

(利用者の決定)

第7条 市長は、利用者の決定に当たっては、対象者のアセスメント、サポートプランに基づき、支援の必要性を確認するものとする。

2 市長は、対象者に対し事業趣旨及び支援の必要性を説明し、次に掲げるものの提出を求めるものとする。

- (1) 糸島市家事・育児支援サービス事業利用申請書（様式第2号）

- (2) 対象者の属する世帯が生活保護である場合は、保護受給証明書の写し
 - (3) 対象者の属する世帯が市民税非課税世帯である場合は、市民税非課税状況を証明する書類（4月から6月までの間に申請しようとする場合にあっては、前年度の市民税非課税状況を証する書類）
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号及び第3号に規定する証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。
 - 4 市長は、対象者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の18第2項に規定する者であると認めるときは、利用者として決定（以下「措置決定」という。）することができる。
 - 5 市長は、サポートプランに基づき、支援計画書を作成し、対象者の同意を得るものとする。
 - 6 市長は、同条第2項の規定による申請があった場合は、速やかに審査の上、その諾否を決定し、糸島市家事・育児支援サービス事業利用承認通知書（様式第3号）若しくは糸島市家事・育児支援サービス事業利用不承認通知書（様式第4号）により、利用者若しくは対象者に通知するものとする。
 - 7 市長は、同条第4項の規定による措置決定を行った場合は、糸島市家事・育児支援サービス事業措置決定通知書（様式第5号）により、利用者に通知するものとする。
 - 8 市長は、同条第6項の規定による決定を行ったときは、糸島市家事・育児支援サービス事業訪問支援員派遣依頼書（様式第6号）により委託事業者に通知するものとする。（訪問支援員の派遣について）

第8条 市長は、委託事業者に対し、事前に支援に必要な情報及び支援内容等について情報提供を行う。

- 2 委託事業者は、前条第8項による通知及び前項の情報提供を受けたのち、訪問支援員を派遣し、支援計画書に基づきサービスを実施する。

（登録内容の変更）

第9条 利用者は、第7条第2項第1号の申請書の記載事項のうち、住所又は別表第1の世帯区分に変更が生じたときは、原則、利用希望日の14日前までに次に掲げるものを市長に提出するものとする。

- (1) 糸島市家事・育児支援サービス事業利用変更申請書（様式第7号）
 - (2) 利用者の属する世帯が生活保護世帯となった場合、保護受給証明書の写し
 - (3) 利用者の属する世帯が市民税非課税世帯である場合は、市民税非課税状況を証明する書類（4月から6月までの間に申請しようとする場合にあっては、前年度の市民税非課税状況を証する書類）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号及び第3号に規定する証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。
 - 3 市長は、同条第1項の届出があったときは、変更事項を確認し、糸島市家事・育児支

援サービス事業利用変更承認通知書（様式第8号）により、利用者及び委託事業者に通知するものとする。

（支援計画書の変更等）

第10条 市長は、訪問支援員の派遣状況及び利用者等の状況を適宜確認し、事業の評価を行い、必要に応じ支援計画書を変更することができる。

2 市長は、前項に基づき、事業による支援を必要としなくなった場合又は利用者から支援の中断意向が示された場合は、事業終了を決定し、糸島市家事・育児支援サービス事業利用中止・終了通知書（様式第9号）により利用者に通知するものとする。

3 市長は、同条第1項の規定により支援計画書を変更したときは、利用者に通知し同意を得るものとする。

4 市長は、同条第1項及び第2項の規定により支援計画書を変更又は事業終了の決定をしたときは速やかに委託事業者に通知するものとする。

5 前2項における利用者及び委託事業者への通知は、それぞれ第5条及び第7条第8項の様式を準用する。

（利用者負担額等）

第11条 利用者は、次に掲げる額を委託事業者に直接支払うものとする。

（1）別表第1に定める額

（2）前号に定めるもののほか、訪問支援員が生活必需品の買物、その他サービスを行う際に必要となる交通費等の実費相当額

（キャンセル料）

第12条 利用者の都合により訪問支援員の派遣が中止された場合のキャンセル料については、別表第2に定める額を上限に委託事業者が定め、利用者から徴収することができる。

（委託料及び実施報告）

第13条 委託料は別表第3に定める額とする。ただし、同表中サービス提供料については、別表第1に定める額を控除した額とする。

2 委託事業者は、事業を実施した月の翌月20日までに、その月分の糸島市家事・育児支援サービス事業実績報告書（様式第10号）、利用者の押印等のある糸島市家事・育児支援サービス事業確認書（様式第11号。）及び糸島市家事・育児支援サービス事業請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

3 委託事業者は、利用者の状況に応じて、随時市長へ書面により必要事項を報告するほか、緊急を要する場合は口頭にて報告するものとする。

（訪問支援員の選考）

第14条 委託事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を訪問支援員として選考するものとする。

（1）保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教

論、介護福祉士、社会福祉士、社会福祉主事、子ども家庭ソーシャルワーカーのいずれかの資格を有すること又は介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者であること

(2) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること

(3) 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者

(4) 国が定める子育て世帯訪問支援事業実施要綱に規定された研修内容で、市長が適当と認める研修を修了した者

(帳票類の整備及び保管)

第 15 条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 前項の帳票類は、実施年度の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意しなければならない。また、保存年度の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施するものとする。

(事故及び損害の責任)

第 16 条 委託事業者は、業務により生じた事故及びその損害については、委託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 委託事業者は、前項の事故が発生した場合は、速やかに書面により市長へ報告しなければならない。

(個人情報及び情報資産の保護)

第 17 条 委託事業者は、事業を実施するにあたって、個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他の関係法令を遵守するとともに個人情報の保護に必要な対策を講じるものとする。また、事業が終了した後も同様とする。

(報告及び調査)

第 18 条 市長は、委託事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録その他の必要書類の調査をさせることができる。

(補足)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1

世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）
生活保護世帯又は市民税非課税世帯	0円
措置決定者	0円
その他の世帯	300円

備考

この表の生活保護世帯とは、この事業を利用する日における生活保護法（昭和25年法第144号）の規定による被保護世帯とする。

別表第2

利用者の都合により訪問支援員の派遣が中止された場合の利用者負担額	
訪問日の前営業日17時までに受託者に連絡があった場合	0円
上記以降に受託者に連絡があった場合	2,000円
当日訪問出発前までに受託者に連絡がなく、訪問した場合	2,000円 +交通費等の実費相当額

別表第3

内訳	委託料（消費税及び地方消費税含む）
サービス提供料	3,000円/時間
交通費相当額及び指導料	930円/回
事務費・管理費	564,000円/12月

糸島市家事・育児支援サービス事業 支援計画書

年 月 日

様

<支援計画>

支援目標			
家庭でできること			
サービス内容	家事に関すること <input type="checkbox"/> 家事に関する自立に向けた必要な助言・指導等 <input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯、補修 <input type="checkbox"/> 居室等の掃除、整理整頓 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物 <input type="checkbox"/> その他必要な家事援助 育児に関すること <input type="checkbox"/> 授乳の準備補助、介助 <input type="checkbox"/> 沐浴の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 対象児及びきょうだい児の見守り <input type="checkbox"/> 地域等の子育て情報の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> その他必要な育児援助 【支援の具体的内容】		
利用期間	年 月	～	年 月 (か月間)
1回あたりの時間	時間	利用頻度	
留意事項			
サービス見直し時期	年 月 日		

上記内容を確認し、サービス見直しの際には面談を受けることに同意します。また、本計画をサービス提供事業所へ提供することに同意します。

(本人署名)

(日付) 年 月 日

利用番号	
------	--

様式第2号(第7条関係)

糸島市家事・育児支援サービス事業利用申請書

年 月 日

糸 島 市 長 様

私は、糸島市家事・育児支援サービス事業を利用したいので、以下のとおり申請します。

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日		
			(歳)		
住 所	〒 糸島市				
連絡先	※日中つながりやすい連絡先をご記入ください				
世帯の状況について (上記利用希望者含む)	フリガナ 氏 名	続 柄	生 年 月 日	就労状況等 <small>※日中の状況を記載してください</small>	対象者 <small>(該当者に○)</small>
申請理由					
希望日時	週 日(月・火・水・木・金・土・日) : ~ :				
減免対象者(※) <small>□にレを記入してください</small>	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯				
同意書					
①世帯状況及び利用者負担額に係る市民税課税状況を確認するため、糸島市が利用希望者の属する世帯の住民基本台帳及び市民税情報を閲覧すること。 ②家事・育児支援サービス事業の利用に当たり、糸島市がサービス提供事業所に対して必要な個人情報を提供すること及びサービス提供事業所が糸島市に対して必要な個人情報(利用状況含む)を提供すること。 ③サービス提供事業所へ利用者負担額を支払うこと。 ④利用者自身の都合で訪問を中止する際、訪問日の前営業日17時までにサービス提供事業所に連絡すること。連絡がなかった場合、サービス提供事業所にキャンセル料を支払うこと。					
上記①～④に同意します。 年 月 日 申請者氏名					
				利用番号	

希望するサービス <small>□にレを記入してください</small>	家事 援 助	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け	育児 援 助	<input type="checkbox"/> 授乳の準備・介助
		<input type="checkbox"/> 衣類の洗濯、補修		<input type="checkbox"/> おむつ交換
		<input type="checkbox"/> 居住等の掃除、整理整頓		<input type="checkbox"/> 沐浴の介助
		<input type="checkbox"/> 生活必需品の買い物		<input type="checkbox"/> きょうだい児(就学前)の遊び相手などの世話
		<input type="checkbox"/> 関係機関との連絡		<input type="checkbox"/> 適切な育児環境の整備
		<input type="checkbox"/> その他必要な家事援助		<input type="checkbox"/> その他必要な育児援助

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

糸島市長 月形 祐二

糸島市家事・育児支援サービス事業利用承認通知書

年 月 日付けで申請がありました家事・育児支援サービス事業利用について、
次のとおり承認します。

利用者氏名		利用番号	
住 所			
サービス提供事業 所			
利用者負担 金			

※住所、利用者負担金に変更がある場合は、糸島市家事・育児支援サービス事業利用変更申請書（様式第7号）をご提出ください。

※利用料有の利用者等がご自身の都合で利用日当日キャンセルした場合、キャンセル料が発生します。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

糸島市長 月形 祐二

糸島市家事・育児支援サービス事業利用不承認通知書

年 月 日付け申請がありました家事・育児支援サービス事業の利用につきましては、次の理由により不承認とします。

理由

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

糸島市長 月形 祐二

糸島市家事・育児支援サービス事業措置決定通知書

児童福祉法第21条の18第2項の規定により下記のとおり事業を提供しますので通知します。

児童の氏名		利用番号	
保護者等の氏名			
住 所			
サービス提供事業所			
主な支援の内容			
上記支援を提供する期間			

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

糸島市長 月形 祐二

糸島市家事・育児支援サービス事業訪問支援員派遣依頼書

次の者に対し、糸島市家事・育児支援サービス事業の実施を決定しましたので、訪問支援員の派遣を依頼します。

利用者氏名		利用番号	
住 所			
連 絡 先			
利用者負担金			
そ の 他			

糸島市家事・育児支援サービス事業利用変更申請書

年 月 日

糸島市長 様

次のとおり糸島市家事・育児支援サービス事業利用の変更を申請します。

フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
			(歳)
住所	〒 糸島市		
連絡先	※日中つながりやすい連絡先をご記入ください		

変更内容（変更箇所のみ記入してください）		
	変更前	変更後
住所	糸島市	<input type="checkbox"/> 上記のとおり
世帯区分 （※2）	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> その他の世帯	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> その他の世帯
同意書		
①世帯状況及び利用者負担額に係る市民税課税状況を確認するため、糸島市が利用希望者の属する世帯の住民基本台帳及び市民税情報を閲覧すること。 ②家事・育児支援サービス事業の利用に当たり、糸島市がサービス提供事業所に対して必要な個人情報を提供すること及びサービス提供事業所が糸島市に対して必要な個人情報（利用状況含む）を提供すること。 ③サービス提供事業所へ利用者負担額を支払うこと。 ④利用者自身の都合で訪問を中止する際、訪問日の前営業日17時までにサービス提供事業所に連絡すること。連絡がなかった場合、サービス提供事業所へキャンセル料を支払うこと。		
上記①～④に同意します。 年 月 日 申請者氏名		

※2 世帯区分の変更の場合は、それを証する書類（保護受給証明書の写し・市民税非課税証明書）を添付してください。

利用番号	
------	--

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

糸島市長 月形 祐二

糸島市家事・育児支援サービス事業利用変更承認通知書

年 月 日付けで申請がありました糸島市家事・育児支援サービス事業利用の変更について、次のとおり承認します。

利用者氏名		利用番号	
住所			
サービス提供事業所			
利用者負担金			

※再度、住所、利用者負担金に変更がある場合は、糸島市家事・育児支援サービス利用登録変更申請書（様式第7号）をご提出ください。

※利用料有の対象者等がご自身の都合で利用日当日キャンセルした場合、キャンセル料が発生します。

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

糸島市長 月形 祐二

糸島市家事・育児支援サービス事業利用中止・終了通知書

年 月 日付け第 号で通知しました糸島市家事・育児支援サービス事業による訪問支援員の派遣について、次の理由により中止・終了します。

- 1 利用者
住所
氏名
- 2 中止・終了年月日
年 月 日
- 3 中止・終了理由

様式第11号（第13条関係）

糸島市家事・育児支援サービス確認書（ 年 月 No. ）

事業所名			
利用者氏名		利用番号	
住 所			
世帯区分		利用時間合計	

	日	曜	利用時間	サービス内容 (※該当番号を記入)	訪問支援員氏名	利用者確認 印又は署名	備考
1			: ~ :	家事援助 【 】 育児援助 【 】			
2			: ~ :	家事援助 【 】 育児援助 【 】			
3			: ~ :	家事援助 【 】 育児援助 【 】			
4			: ~ :	家事援助 【 】 育児援助 【 】			
5			: ~ :	家事援助 【 】 育児援助 【 】			
6			: ~ :	家事援助 【 】 育児援助 【 】			
7			: ~ :	家事援助 【 】 育児援助 【 】			
8			: ~ :	家事援助 【 】 育児援助 【 】			
9			: ~ :	家事援助 【 】 育児援助 【 】			
10			: ~ :	家事援助 【 】 育児援助 【 】			

※サービス内容

- (家事援助)
- ①家事に関する自立に向けた必要な助言・指導等
 - ②食事の準備及び後片付け
 - ③衣類の洗濯、補修
 - ④居室等の掃除、整理整頓
 - ⑤生活必需品の買物
 - ⑥その他必要な家事援助
- (育児援助)
- ①授乳の準備補助、介助
 - ②沐浴の準備及び後片付け
 - ③対象児及びきょうだいの見守り
 - ④地域等の子育て情報の提供
 - ⑤関係機関との連絡
 - ⑥その他必要な育児援助

様式第 12 号 (第 13 条関係)

糸島市家事・育児支援サービス事業請求書

年 月 日

糸 島 市 長 様

住所

氏名

年 月分のサービス提供料、交通費相当額及び指導料について、糸島市家事・育児支援サービス事業実施要綱第 13 条に基づき、下記のとおり請求します。

記

金額 円

内訳	委託単価(消費税及び地方消費税含む)	時間数及び回数	請求金額 (消費税及び地方消費税含む)
サービス提供料 (生活保護世帯 又は非課税世帯)	3,000円	時間	円
サービス提供料 (措置決定者)	3,000円	時間	円
サービス提供料 (その他の世帯)	2,700円	時間	円
交通費相当額及び 指導料	930円	回	円
		合計	円